

サーキュラーシティ推進体制整備及びプロジェクト等作成  
支援業務委託仕様書

1 委託業務名

サーキュラーシティ推進体制整備及びプロジェクト等作成支援業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

(1) サーキュラーシティを実装していくための運営体制の整備に向けた支援

サーキュラーシティを実装していくために産学官が連携した運営体制の立ち上げのための設立支援を行うものとする。

ア 蒲郡市サーキュラーシティ推進協議会（仮称）（以下「協議会」という。）

の設立のための準備委員会（以下「委員会」という。）の立ち上げに関する  
こと。

(ア) 委員会、協議会の立ち上げに向けては類似する団体等の調査を行い、  
適切な組織体制について市と協議を行うこと。また、協議会の事務局を  
担う候補となる団体やまちづくり会社などの調査を行う。令和5年度に  
実施した類似団体へのヒアリング結果については開示するものとする。

(イ) 協議会を自走した運営組織にするため、運営スキームを検討すると  
ともに収支に関しても検討するものとする。

(ウ) 委員会を立ち上げ、協議会の役割、実施していく内容、構成員などの  
情報を整理するとともに立ち上げに向けた基礎的資料の作成を行うこ  
と。なお、委員会の立ち上げにおける関係団体へのヒアリング・説明等  
について支援すること。

(2) プロジェクト概要の作成支援

ア 重点分野及びロードマップをより具体的にしたプロジェクト概要の作成

(ア) 重点分野、ロードマップに記載のある分野・事業のうち、市の社会  
課題に応じたプロジェクトに限定し、2プロジェクト程度の作成とす  
る。プロジェクトは分野を限定するのみではなく、各分野における課  
題を解決するための具体的取組みのプロジェクト化を図る。

(イ) プロジェクトの選定にあたっては、市の産業特性や地理的特性、社  
会課題を明確にし、必要に応じて関係企業や団体にヒアリングするな  
ど社会課題に沿ったプロジェクトを特定するものとする。

(ウ) 概要の作成にあたっては（イ）のほか、背景、関係するステークホル

ダー、実施する際の想定される課題、実施することで期待される効果等を整理すること。また、資源の流れやステークホルダーの役割などがわかるプロジェクトの概要図を作成すること。

(エ) プロジェクトの推進に向けた推進体制や方法を検討する。

(オ) プロジェクトの概要がわかる資料を各プロジェクト作成するとともに(イ)、(ウ)などで整理した内容についても報告書としてまとめるものとする。

#### 4 事業費算出項目

3の業務内容の要件を踏まえ、以下の算出項目で事業費を算出すること。

##### (1) 人件費

業務内容について、それぞれ職種毎の人日数(時間)と単価を記載すること。

ア 当該事業に従事する者の給与、諸手当、その他これに準ずる経費

イ 労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

##### (2) 事業費

原則、以下の項目により計上すること。(ただし、当該事業のみで使用されるものに限る。)

ア 報償費 事業を行うために必要な謝金等

イ 旅費 事業活動における移動費等

ウ 需用費 消耗品、印刷製本費等

エ 役務費 通信運搬費、手数料、広告料等

オ 使用料及び賃借料 会場賃借料等

##### (3) 一般管理費

原則、以下の計算方法により算出すること。

$(1) \text{人件費} + (2) \text{事業費} \times \text{一般管理費率}(10\% \text{以内})$

##### (4) 消費税等

#### 5 成果物

受託者は業務・実施内容について報告書を取りまとめ、以下の通り提出するものとする。

##### (1) 業務実施報告書

印刷物(製本1部)、電子データ(一式)

##### (2) その他関連、参考となる資料

#### 6 その他

(1) 本委託業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は、両者

協議により業務を進めるものとする。

- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当課と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。
- (3) 本業務委託において、委託費用内で追加の提案がある場合は、企画提案書内に、特記事項記載して提案する。
- (4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。
- (6) 成果物に関し、市の同意無く著作権法上の公表権等の権利を行使してはならない。
- (7) 本業務で知り得た全ての情報について、業務終了後においても守秘義務を負うものとする。
- (8) 調査終了後、市が貸与した内部資料等は速やかに返還すること。また当該資料等は、市の承認を得ずに公表、貸与または使用等してはならない。
- (9) 成果内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、受託者が負うものとする。